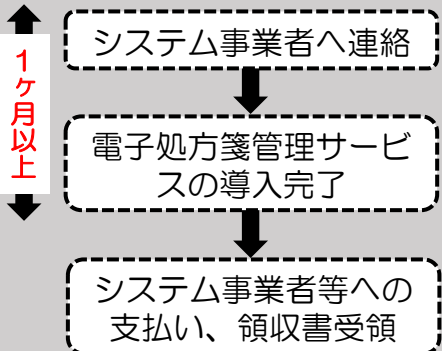


# 電子処方箋導入補助の実施について

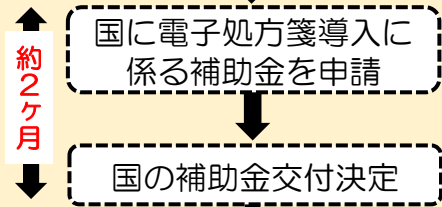
大阪府では、電子処方箋及びその新たな機能を導入した医療機関及び薬局に対し、導入に要する費用の一部を補助します

## 申請及び報告の流れ

### システム導入



### 国の補助



### 府の補助

府に補助金の申請及び実績報告

## 申請及び報告の方法

### ● 補助対象

- ・大阪府内の保険医療機関、保険薬局
- ・国（ICT基金※）の補助金の交付決定を受けている。  
※社会保険診療報酬支払基金が設置している基金

### ● 申請方法

**オンライン申請**  
（大阪府行政オンラインシステム）

二次元コード



### ● 申請受付期間

- 1次 **令和6年7月29日～令和6年10月31日**  
2次 **令和6年12月2日～令和7年1月31日**

※予算上限に達した場合は申請期間に関わらず、受付を終了する場合があります。

### ● 添付書類

(1)	電子処方箋管理サービス導入に関する領収書(写し)及び領収書内訳書(写し)
(2)	国(支払基金)から発行された補助金交付決定通知書(写し)
(3)	通帳(写し)など振込口座が確認できるもの
(4)	電子処方箋に関する取組に協力していることを示す資料

## 注意事項

府に補助金を申請する前に、国（ICT基金）における電子処方箋管理サービスの導入に関する補助金を申請し、補助金交付決定を受ける必要があります。**電子処方箋管理サービスの運用開始まで少なくとも1ヶ月以上、国の補助金手続に約2ヵ月程度の時間を要します**ので、府の補助金の活用を検討される場合は、早めにシステム事業者等に導入をご相談ください。

お問い合わせ先（受付時間：平日9：30～12：00 13：00～17：00）

06-4397-3286（令和6年7月29日から）

大阪府健康医療部生活衛生室薬務課内「電子処方箋普及促進事業担当」



# 補助金の交付額

## 補助金の交付額の算定方法

「実支出額」に「補助率」を乗じて得た額と「補助上限額」を比較して、**少ない方の額**を補助金の交付額とする。



※1 実支出額は国へ申請した総事業費と同額。  
 ※2 1000円未満は切り捨てる。

### 病院 (200床以上)

交付対象事業	補助上限額	補助率	基準額 <sup>※4</sup>
① 電子処方箋管理サービスの初期導入に係る事業 <sup>※3</sup>	81.1万円	1/6	486.6万円
② 電子処方箋管理サービスの新機能拡充に係る事業	22.6万円	1/6	135.6万円
③ ①と②を同時導入に係る事業	100.3万円	1/6	602.2万円

補助のイメージ ③の事業を行った場合



※5 実支出額が基準額を超えた分は、病院負担となります。

### 病院 (200未満)

交付対象事業	補助上限額	補助率	基準額 <sup>※4</sup>
① 電子処方箋管理サービスの初期導入に係る事業 <sup>※3</sup>	54.3万円	1/6	325.9万円
② 電子処方箋管理サービスの新機能拡充に係る事業	16.7万円	1/6	100.2万円
③ ①と②を同時導入に係る事業	67.6万円	1/6	405.9万円

補助のイメージ ③の事業を行った場合

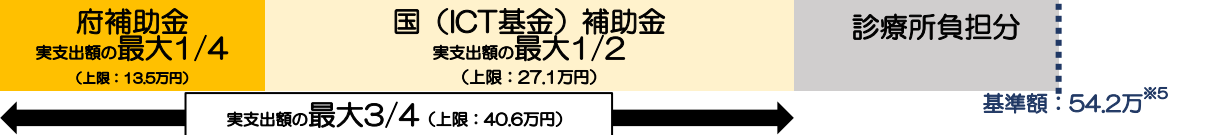


※5 実支出額が基準額を超えた分は、病院負担となります。

### 診療所

交付対象事業	補助上限額	補助率	基準額 <sup>※4</sup>
① 電子処方箋管理サービスの初期導入に係る事業 <sup>※3</sup>	9.7万円	1/4	38.8万円
② 電子処方箋管理サービスの新機能拡充に係る事業	6.1万円	1/4	24.5万円
③ ①と②を同時導入に係る事業	13.5万円	1/4	54.2万円

補助のイメージ ③の事業を行った場合

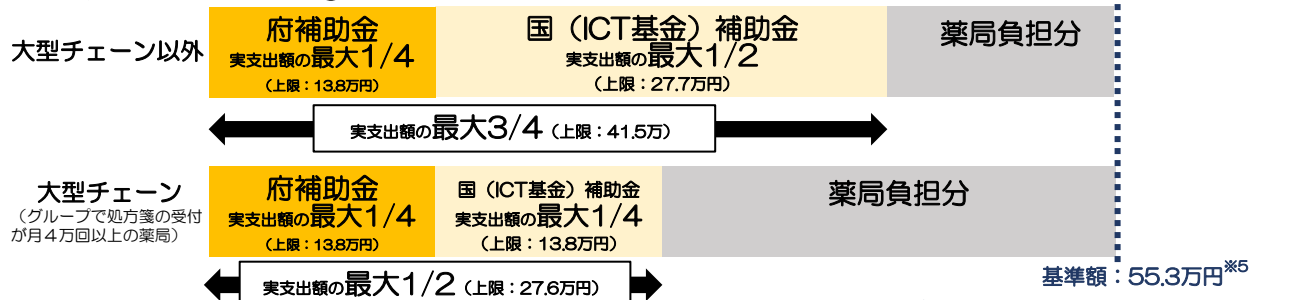


※5 実支出額が基準額を超えた分は、診療所負担となります。

### 薬局

交付対象事業	補助上限額	補助率	基準額 <sup>※4</sup>
① 電子処方箋管理サービスの初期導入に係る事業 <sup>※3</sup>	9.7万円	1/4	38.8万円
② 電子処方箋管理サービスの新機能拡充に係る事業	6.4万円	1/4	25.6万円
③ ①と②を同時導入に係る事業	13.8万円	1/4	55.3万円

補助のイメージ ③の事業を行った場合



※5 実支出額が基準額を超えた分は、薬局負担となります。